

# アメリカにおける大学生への経済的支援の構造—授業料の実質無償化を支える奨学金制度—



広島大学教育本部准教授 吉田 香奈

## ～要旨～

本稿では、アメリカにおける大学生に対する経済的支援の構造に注目し、公立大学の授業料の実質的な無償化を支える奨学金制度の特質を考察する。近年、オバマ前大統領の提案を受けて各州では公立2年制大学の授業料無償化の取り組みが広がっている。ただし、これは授業料そのものを徴収しないのではなく、連邦・州・大学等が実施する給付奨学金を組み合わせることで実質的に無償化を図ることを意味している。近年無償化を開始した多くの州では、無償化の方法として「ラストダラー」と呼ばれる配分方法が採用されている。これは、授業料から連邦等の給付奨学金を差し引いた残りの額を、州政府が給付奨学金として支給するというものである。このような授業料の実質無償化が広がる背景には、中等後教育の学歴や資格を有した人材が増えることが州の経済発展につながるという考え方がある。授業料無償化を導入した州では入学者数が増加しており、今後の成果が注目される。

## 問題設定

我が国では、大学生に対する経済的支援は日本学生支援機構をはじめ、地方公共団体、学校、公益法人等の様々な事業主体によって実施されており、給付・貸与奨学金の支給総額は2016年度には1兆1,936億円にのぼっている（日本学生支援機構2018）。ただし、このうち約9割を日本学生支援機構奨学金が占めており、また奨学金のタイプでは貸与型が95%を占めている。つまり、日本の大学生に対する経済的支援の構造は重層性・多様性という面でまだ不十分な状況にある。

一方、アメリカでは大学生に対する経済的支援は連邦政府、州政府、大学、民間等の様々な

事業主体によって実施されており、その総額は2016-17年度で約2,507億ドル（約27.6兆円、1ドル110円で計算）にのぼる（College Board 2017a, p.9）。このうち、連邦政府の支援が全体の約6割を占めるが、大学独自の奨学金の割合も2割を超えており、学生にとって貴重な支援となっている。また、タイプ別では給付奨学金50%、貸与奨学金42%、教育減税・ワークスタディ8%であり、給付型の占める割合が最も多い。このように、アメリカの大学生に対する経済的支援は多様性・重層性に富んでいる。しかし、このような経済的支援の構造は長い時間をかけて形成されたものであり、誰を支援の対象とするのか、またどのようなタイプの支援を拡大すべ

きか、さらには制度の濫用や貸与奨学金（学資ローン）の債務不履行にどう対処すべきかなど、多くの検討課題を抱えながら形成されてきた。

特に、近年、各州では公立大学に対する一般運営費交付金が減少し、授業料・納付金の値上げが断続的に行われているため、給付奨学金でカバーしきれない授業料等の支払いを連邦政府の学資ローンに依存する割合が高まっている。そのため、延滞や債務不履行に陥る貸与者も少なくなく、連邦政府はその対応策として所得連動型返還プランの拡充に力を入れている（吉田2012, 2016, 2018b）。

一方、各州の動向で注目を集めているのが公立大学の授業料無償化である。これは、授業料そのものを徴収しないのではなく、連邦、大学、州の給付奨学金を組み合わせることで授業料を実質的に無償化しようとするものである。しかし、誰を対象とするのか、またどのような受給基準を設けるのか等については各州で考え方が異なっている。

そこで、本稿ではまずアメリカ全体の大学生

に対する経済的支援の構造を整理した上で（第1節）、次に、近年の公立大学の授業料無償化の動向および2つの州の事例を検討する（第2節）。以上を踏まえて、アメリカの公立大学の授業料の実質的な無償化を支える奨学金制度の特質を考察する。

## 1 アメリカの大学生に対する経済的支援の全体像

### (1) 大学生に対する経済的支援の概要

表1は、アメリカにおける大学生への経済的支援の支給額を示したものである。連邦政府による支援は給付奨学金、ローン、ワークスタディ、教育減税の4種類があり、支援全体の約6割を占めている。残りの4割で最も多いのは大学独自の給付奨学金（23.4%）であり、次いで民間・雇用主による給付奨学金（6.3%）が多い。

連邦支援の根拠法は1965年高等教育法（Higher Education Act of 1965, P.L.89-329）であり、法令で定められた規定を遵守している大学や職業訓練機関に対して奨学金を利用する資

表1 アメリカにおける大学生への経済的支援（2016-17年度）

| 事業主体・内容      | 受給基準<br>(ニードベース) | 対象者 |     | 支給額     |        |
|--------------|------------------|-----|-----|---------|--------|
|              |                  | 学部  | 大学院 | 金額（億ドル） | 割合     |
| 連邦・給付奨学金     |                  |     |     | \$402   | 16.0%  |
| 連邦・ローン       |                  |     |     | \$949   | 37.9%  |
| 連邦・ワークスタディ   |                  |     |     | \$10    | 0.4%   |
| 連邦・教育減税      |                  |     |     | \$179   | 7.1%   |
| 州・給付奨学金      |                  |     |     | \$106   | 4.2%   |
| 大学・給付奨学金     |                  |     |     | \$587   | 23.4%  |
| 民間／雇用主・給付奨学金 |                  |     |     | \$159   | 6.3%   |
| 非連邦ローン       |                  |     |     | \$116   | 4.6%   |
| 合 計          |                  |     |     | \$2,507 | 100.0% |

出典：College Board（2017）および USDE（2017）より作成

格が与えられる。これらの機関は奨学金の条項であるタイトル IV にちなんでタイトル IV 中等後教育機関と呼称される。法令の遵守には、連邦教育省の中等後教育統合データシステム (Integrated Postsecondary Education Data System, IPEDS) への各種データの提出義務が含まれる。各種データには学生・教員、教育課程、学位・資格、授業料、奨学金、財務等の様々なデータが含まれ、これらの情報は広く社会に公開される。IPEDS によれば、2016-17 年のタイトル IV 中等後教育機関数は 6,606 校であり、秋の在学者数は 2,022 万人である<sup>1)</sup>。

なお、本法による連邦支援の所管は連邦教育省であるが、他にも大学生に対する経済的支援を実施する省庁には退役軍人省 (Department of Veterans Affairs) や国防総省 (Department of Defense) がある (犬塚 2006)。前者は大学で学ぶ退役軍人に対する教育・訓練給付金 (教育恩典) を支給し、後者は大学で学ぶ予備役将校の育成のために予備役将校訓練部隊奨学金スカラーシップ (ROTC) を支給している。また、教育減税については連邦税の徴収・執行を行う内国歳入庁 (Internal Revenue Service, IRS) が担当している。

## (2) 奨学金の受給基準と受給決定プロセス

連邦奨学金は大学入学前の予約採用が基本であり、制度を利用するためには連邦学生経済支援無料申請書 (Free Application for Federal Student Aid, FAFSA) を提出しなければならない。FAFSA はウェブ申請が基本であり、学生本人および保護者の社会保障番号、住所、連絡先、学歴、家族構成、婚姻状況、収入・資産等の状況、志願大学名、大学入学後の居住形態等の記入が求められる。その際、内国歳入庁に提出した確定申告データを簡単なステップで取

り込めるよう工夫されており、記入の負担が軽減されている。

FAFSA の申請が完了すると、連邦教育省はこれらの情報をもとに申請者の志願大学の学費 (Cost of Attendance, COA. 授業料、寮費、食費、修学費、通学費等の合計額) を算出し、次にそこから家計負担期待額 (Expected Family Contribution, EFC. 保護者・本人収入、資産、給付金、世帯人数、在学者数に基づき算出) を差し引いて「経済的ニード」(Financial Need) の確認が行われる。この数値がプラスになる場合は経済的支援の必要があるとみなされ、ニードベース奨学金 (表 1) の利用が可能となる。

さらに、FAFSA の情報は申請者の志願大学および州政府に送付される。各大学の学生支援部では、FAFSA の情報をもとに連邦奨学金に加えて州政府奨学金および大学独自の奨学金を組み合わせた奨学金の個別パッケージが作成され、志願者に奨学金通知書 (Award Letter) として送付される。志願者は各大学から受け取った通知書を比較しながら、より有利な大学を選ぶことができる仕組みとなっている。このように、一度 FAFSA を申請すれば様々な奨学金の申請が同時にできるよう手続きが簡素化されている点は、日本の奨学金制度にはない大きな特徴である。

## (3) 奨学金受給率

図 1 は 2015-16 年度に大学に初めて入学した初年次学生の奨学金受給率を設置形態別に示したものである。約 222 万人の初年次学生のうち、何らかの給付奨学金を受給している学生は全体の 74% である。これをニードベースである連邦ペル給付奨学金 (Federal Pell Grants) に絞ってみると受給率は 44% であるが、設置形態別みると私立非営利 2 年制は 81%、私立営利 2 年制

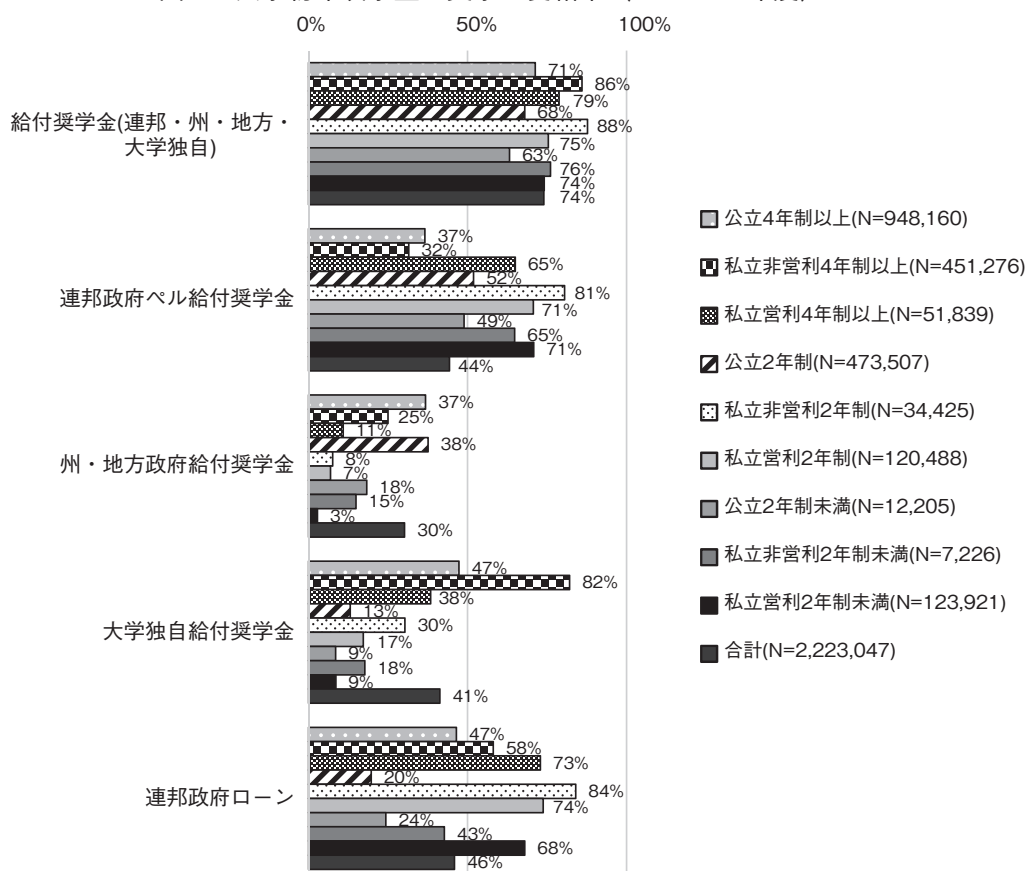
と私立営利2年制未満はともに71%であり非常に高い。これらの機関は職業訓練校が多いのが特徴である。ただし、図2に示すように平均受給額については機関間で大きな差はない。

一方、州・地方政府による給付奨学金の受給率は全体では30%であるが、公立2年制が

38%、公立4年制が37%と高く、私立は全体的に低い。また、大学独自の給付奨学金の受給率は私立非営利4年制が82%で突出している。

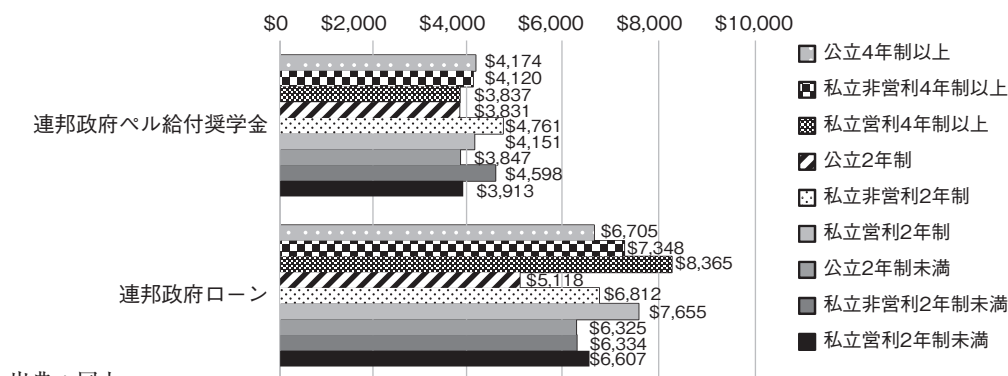
最後に、連邦ローンは初年次学生全体で46%が受給している。特に私立非営利2年制は84%で最も高く、次いで私立営利2年制・4年制が

図1 大学初年次学生の奨学金受給率 (2015-16年度)



出典：連邦教育省IPEDSデータベースより作成 (<https://nces.ed.gov/ipeds/trendgenerator/#/> 2018年9月26日最終閲覧)

図2 奨学金年間平均受給額 (2015-16年度)



出典：同上



ともに7割を超えている。また、年間平均受給額では図2のように私立非営利4年制が年間8,000ドルを超えており、最も高額である。

## 2 公立大学の授業料無償化の動向

### (1) 背景

以上のように、アメリカの奨学金制度は非常に充実しているが、一方で大学の授業料そのものが大きく値上がりしている、という問題が存在する。公立大学の授業料水準は複雑な過程を経て決定されるが、その額を左右する最も大きな要因は公立大学に配分される州一般運営費交付金 (state appropriations) の水準である (Armstrong & Laderman, 2017, p.13)。州・地方政府の支出する高等教育費は2016年現在888億ドル (約9兆8千億円、1ドル110円で計算) であり、このうち、約8割が公立大学への州一般運営費交付金として各大学へ配分され、1割は州政府の実施する奨学金事業、最後の1割は特別目的の研究助成等へ配分されている (SHEEO 2017, p.13)。州一般運営費交付金をフルタイム換算学生数で除した一人当たり配分額 (実質額) の推移をみると、2006～2016年の間に12%も減少しており、公立大学は非常に厳しい財政状況の中、授業料・納付金を引き上げざるを得ない状況にある。2017-18年度の授業料・納付金の全米平均額は公立2年制大学で3,570ドル、公立4年制大学で9,970ドルとなっているが、これを過去30年間の推移でみると、実質額でそれぞれ2.2倍、3.1倍上昇している (College Board 2017, p.12-13)。なお、私立大学も同様に授業料が値上がりしており、2017-18年には私立4年制大学で34,740ドルとなっている。これは実質額で2.3倍となっている。

### (2) 各州の動向

では、なぜ、このような財政下において公立大学の授業料無償化が可能なのだろうか。それは、アメリカの奨学金制度の重層的な構造と深い関係がある。

2015年1月、オバマ前大統領はコミュニティカレッジの無償化策である America's College Promise の推進を提案した<sup>2)</sup>。それは、グローバル経済が拡大するなかで、より多くの知識・技能を持った人材が必要とされているが、これらの人材が学資ローンの負債を抱えていることは望ましくない、という理由であった。そのため、連邦政府と州・地方政府が協力して公立2年制大学であるコミュニティカレッジの授業料を給付奨学金によって実質的に無償化することを推進しようとしたのである。コミュニティカレッジにはアメリカの大学生の約4割が在籍しており、その数は1,100校以上にのぼる。そこで、授業料を給付奨学金によって実質的に無償化することで、準学士号・資格取得者の増加を図ることが目指されたのである。提案ではテネシー州の授業料無償化策である「テネシープロミス奨学金」が事例として紹介された。同州では、奨学金の受給を希望する高校生に対して、ミーティング、メンターとの面談、地域での奉仕活動等を義務付けた上で授業料の無償化を図っている (次項で詳述する)。

ただし、このような州主導の授業料無償化策は近年開始されたものではなく、古くは戦後にトルーマン大統領委員会がコミュニティカレッジの無償化を提言している (江原 1999, Thelin 2011)。現在でも、授業料が最も低いカリフォルニア州では年間平均1,430ドルと安価である。しかし、最も高いバーモント州では7,980ドルに達している (College Board 2018b, p.14)。もはや、コミュニティカレッジは万人に開かれた

教育機会を提供しているとは言い難い状況にある。授業料無償化を求める声が高まる背景には、こうしたコミュニティカレッジの授業料の高騰がある。

近年、オバマ前大統領の提案を受けて各州で打ち出されている授業料無償化策は一般に Free College または College Promise と呼称されている (Mangan 2017, Jones 2018, Mishory 2018, Perna et al. 2018)。2014～2017 年の間に 26 州およびコロンビア特別区において導入の検討や法制化が行われており (Pingel, 2017)、これらの州政府主導のプログラムに加えて、例えばボストン、シカゴ、ロングビーチといった地方レベルで実施されている無償化の取り組みもある (USDE 2016)。連邦政府の動きに賛同する州・地方政府が増加している理由としては、中等後教育修了者の増加がその地域の経済活性化の鍵になると考えられていることや、授業料無償化策は奨学金よりもインパクトがあり高校生にメッセージが届きやすいこと、など

の理由が挙げられる<sup>3)</sup>。

表 2 は、過去 30 年間の州政府主導による授業料無償化策の例をまとめたものである (Mishory 2018)。対象大学はコミュニティカレッジに限定したものが多く、支援の範囲は授業料と納付金までとされ、書籍費や学用品費等は含まれない州がほとんどである。受給者の世帯の所得制限は半数以上で設けられておらず、高校を卒業して直ちに入学しフルタイムで学んでいる学生を対象とするものが多い。また、高校時の GPA や履修科目、ACT の得点等を受給要件とする州もある。

奨学金の配分方法は「ラストダラー」(last dollar) と呼ばれる手法を用いる州が多い。これは、授業料・納付金等から連邦や大学の給付奨学金を差し引き、最後に残った額を州政府が給付奨学金として支給するものである。ラストダラー型の奨学金は、所得制限を設けていない場合は中所得学生の受給者が多くなる。なぜな

表 2 過去 30 年間の公立大学授業料無償化プログラムの特徴

| 州名       | 採択年  | 州給付奨学金プログラム名                                    | 配分方法<br>(F= フェースト、M= ミドル、L= ラスト) | 対象大学 | 支援の範囲 (T= 授業料, F= 納付金, B= 書籍, TR= 通学費, S= 学用品) | 所得制限       | 申請時年齢制限    | 就学形態<br>(PT= パートタイム, FT= フルタイム) | 高校 GPA・履修要件    |
|----------|------|-------------------------------------------------|----------------------------------|------|------------------------------------------------|------------|------------|---------------------------------|----------------|
| アーカンソー   | 2017 | Arkansas Future Grant                           | L                                | CC   | T/F                                            | No         | No         | PT/FT                           | No             |
| デラウェア    | 2005 | Student Excellence Equals Degree (SEED)         | L                                | CC   | T                                              | No         | HS         | FT                              | 2.5            |
| ハワイ      | 2017 | Hawaii Promise Scholarship                      | L                                | CC   | T/F/B/TR/S                                     | Unmet need | No         | 6cr/sem                         | No             |
| インディアナ   | 2017 | Workforce Ready Grant                           | L                                | Cer  | T/F                                            | No         | Indep      | PT/FT                           | NO             |
| 〃        | 1990 | 21st Century Scholars                           | L                                | 2/4  | T/F                                            | \$46,000   | 8th grade  | FT                              | 2.5/curri      |
| ケンタッキー   | 2017 | Workforce Ready Scholarship                     | L                                | CC   | T/F                                            | No         | No         | PT/FT                           | 2.0            |
| ルイジアナ    | 1998 | TOPS Opportunity Award                          | F                                | 2/4  | T                                              | No         | HS         | FT                              | 2.5/ACT/curri  |
| ミズーリ     | 1993 | A+ Scholarship                                  | L                                | CC   | T/F                                            | No         | HS+4 yrs   | FT                              | 2.5/ACT/CS/att |
| ミネソタ     | 2015 | MnSCU Two-Year Occupational Grant Pilot Program | L                                | CC   | T/F                                            | \$90,000   | HS         | FT                              | No             |
| ミシシッピ    | 1997 | Mississippi Tuition Assistance Grant            | F                                | 2/4  | T/F                                            | \$39,500   | HS+1       | FT (30credits)                  | 2.5/ACT/curri  |
| ネバダ      | 2017 | Nevada Promise Scholarship                      | L                                | CC   | T/F                                            | No         | <20        | FT                              | Ms/CS          |
| ニューヨーク   | 2017 | Excelsior Scholarship                           | L                                | 2/4  | T                                              | \$125,000  | No         | FT (30credits)                  | No             |
| オクラホマ    | 1992 | Oklahoma's Promise                              | F                                | 2/4  | T                                              | \$55,000   | 10th grade | PT/FT                           | 2.5/curri      |
| オレゴン     | 2015 | Oregon Promise Grant                            | M                                | CC   | T+\$1,000                                      | EFC        | No         | PT/FT                           | 2.5            |
| ロードアイランド | 2017 | Rhode Island Promise Scholarship                | L                                | CC   | T/F                                            | No         | HS         | FT (30credits)                  | No             |
| テネシー     | 2014 | Tennessee Promise Scholarship                   | L                                | CC   | T/F                                            | No         | HS         | FT                              | No             |
| 〃        | 2017 | Tennessee Reconnect Grant                       | L                                | CC   | T/F                                            | No         | >24/Indep  | PT/FT                           | No             |
| ワシントン    | 2007 | College Bound Scholarship                       | F/L                              | 2/4  | T/F/B                                          | \$46,000   | 8th grade  | PT/FT                           | 2.0            |

出典：Mishory (2018) より一部抜粋して作成

ら、低所得学生は連邦や州のニードベース給付奨学金を受給できるため、授業料のかかなりの部分をカバーできるからである。中所得学生はニードベース奨学金の対象にならないため、ラストダラー型の奨学金でカバーされる部分が必然的に多くなる。このような中所得学生への支援に対しては、本来低所得学生に支援すべき奨学金を中所得学生に対して配分しているという批判もある (Jones 2018, Perna et al. 2018)。一方、「ファーストダラー」(first dollar) とは、他の給付奨学金の受給状況に関係なく州給付奨学金を配分する方法であり、受給基準に合致すれば規定の金額を受給することができる。そのため、低所得学生にとっては授業料・納付金以外の生活費部分を賄うことができるメリットがある<sup>4)</sup>。

### (3) テネシー州およびニューヨーク州の事例

テネシー州では、2010年に制定された Complete College Tennessee Act of 2010 (以下 CCTA 法とする) に基づく新マスタープランにおいて、2025年までに州民の55%が中等後教育以上の学歴・資格を持つという目標が設定された。この達成のための手段の一つとして2014年6月に導入が決定されたのが「テネシープロミス奨学金」である<sup>5)</sup>。これは、2年制大学(コミュニティカレッジ13校、技術カレッジ27校、私立大学の2年制認定プログラム)の授業料・納付金から連邦・州政府の給付奨学金を差し引いた残額を給付するものである。テネシー州の2015-16年度の平均授業料・納付金はコミュニティカレッジ4,121ドル、技術カレッジ3,554ドルであり、過去10年間に大きく値上げされている (THEC 2016, pp.64-66)。授業料無償化は CCTA 法の目標を達成する上で重要な施策であるため、テネシー州では無償化にあたり高校生への進学サポートを組み合わせたプログラムを

導入することとした。これは、受給希望の高校生に対してミーティングへの参加、メンターとの面談、地域での8時間の奉仕活動を義務づけるものである。ミーティングやメンターとの面談は生徒の大学進学をサポートする上で大きな役割を果たしている。2015年秋のテネシープロミス奨学金の利用者は16,291人であり、平均受給額は1,020ドルで、利用者の53%は連邦ペル給付奨学金の受給資格者であった。テネシー州高等教育委員会によれば、この授業料無償化の導入によってコミュニティカレッジと技術カレッジの入学者数は前年度よりそれぞれ25%、20%増加しており、大きな成果が挙げられているとのことであった<sup>6)</sup>。

さらに、2017年には成人学生向けの「テネシーリコネクト奨学金」が採択された。これは、成人学生が準学士号や資格を取得できるよう、テネシープロミス奨学金と同様にラストダラー型の奨学金を給付することで授業料・納付金を実質的に無償化するものである。テネシー州内には大学を退学して卒業できていない州民が約90万人いるとされ、これらの人々が再入学して準学士号や資格を取得することで CCTA 法の目標達成につながると考えられている (Buie 2017)。

また、ニューヨーク州では、クオモ (Andrew Cuomo) 州知事のもと、2017年秋の公立2・4年制大学の入学者より授業料が無償化されている (Mangan 2017, Perna et al. 2018)。表2のように無償化はコミュニティカレッジに限定する州が多い中で、同州は4年制大学にまで対象を広げた点が大きな注目を集めている。具体的には、ニューヨーク州立大学システム (SUNY) とニューヨーク市立大学システム (CUNY) に属する大学 (2つの大学システム全体で4年制大学45校、2年制大学36校) に在籍する学生で、世帯収入が125,000ドルまでの者にラストダラー



型である Excelsior Scholarship を年間 5,500 ドルまで支給するというものである。申請時の年齢制限はなく、フルタイム就学で年 30 単位を取得することが受給要件である。ただし、卒業後は給付を受けた期間と同じだけ州内に留まって就労することが求められる。遵守しない場合は受給した奨学金は学資ローンに切り替わり、返還しなければならない。SUNY の 2 年制大学の授業料は 4,370 ドルで全米平均より高いが、4 年制大学は 6,470 ドルで全米平均よりかなり低い。また、同州はニードベース給付奨学金である Tuition Assistance Program (TAP) があり、年間 5,165 ドルまで利用できる。しかし、今回の Excelsior Scholarship の導入によってニードベースの奨学金の受給資格がなかった中所得学生にまで実質的な無償化が広がり、約 94 万世帯が恩恵を受けると推計されている。

ただし、公立大学の実質無償化によって私立大学の入学者の減少が予想されることから、私立の存在意義やこれまでの貢献を無視しているという批判が私立大学側からあがっている。

## まとめ

以上、アメリカにおける大学生に対する経済的支援の構造に注目し、公立大学の授業料の実質無償化を支える奨学金制度の構造を検討した。アメリカでは、公立大学に対する州一般運営費交付金が減少し、授業料の大幅な値上げが行われるなかで、給付奨学金でカバーしきれない学費の支払いを学資ローンに依存する割合が高まっている。そこで、オバマ前大統領は 2015 年にコミュニティカレッジの授業料無償化策である America's College Promise を提案し、授業料を給付奨学金によって実質的に無償化することで、アメリカの経済発展を担う人材が多額の学資ローンを抱える状況を改善しようとした。現

在、この方針に賛同する州が増え続けている背景には、中等後教育の学歴・資格を持った人材が増えることが州の経済発展の鍵になる、という考えがある。

授業料の実質無償化を実施する州では「ラストダラー」型の給付奨学金が採用されている。これは、授業料からまず連邦等の給付奨学金を差し引き、最後に残った額を州政府が給付する、という手法である。このようなラストダラー型の授業料の実質無償化が可能な背景には、1965 年の高等教育法の制定以降、長い年月をかけて形成されてきた連邦奨学金を中心とする重層的で多様な奨学金制度の存在がある。ただし、奨学金を申請する高校生から見れば、連邦政府の奨学金無料申請書である FAFSA を申請するだけで、志願大学から実際に受給できる奨学金のリストが送付されてくるため、受給までのハードルは高くない。FAFSA はアメリカの多様な奨学金制度を支える基盤となっている。

なお、州政府の授業料実質無償化の恩恵を受けるのは低所得学生よりもむしろ中所得学生であると言われる。なぜなら、低所得学生はニードベースの給付奨学金で授業料をかなりカバーできるからである。ニードベースの給付奨学金の受給資格がない中所得学生は、結果的に授業料無償化のための奨学金をより多く受給することになる。この点について、本来、低所得学生に配分すべき奨学金を中所得学生に対して配分しているという批判も存在する。ただし、州政府による授業料無償化の主目的は、多くの場合、中等後教育の学歴・資格を有する人材を増やし、州の経済発展を目指すことにある。この点は、教育の機会均等を主目的とするニードベースの給付奨学金とは大きく異なる点であろう。テネシー州では「テネシープロミス奨学金」の導入以降、公立 2 年制大学の入学者が大幅に増加し



ており、その成果が期待されている。今後、各州の取り組みがどのような成果を挙げるのか、引き続き注視していきたい。

※ 本稿は、科学研究費補助金基盤研究 (C)「アメリカ州政府による学生への経済的支援に関する研究」(課題番号 15K04300) の研究成果の一部である。

# 【注】

- 1) IPEDS ウェブサイト Trend Generator より算出。  
(<https://nces.ed.gov/ipeds/trendgenerator/#/>  
2018 年 9 月 24 日最終閲覧)
- 2) The White House Office of the Press Secretary  
(2015) “FACT SHEET - White House Unveils  
America's College Promise Proposal: Tuition-  
Free Community College for Responsible  
Students” . ([https://obamawhitehouse.  
archives.gov/the-press-office/2015/01/09/fact-  
sheet-white-house-unveils-america-s-college-  
promise-proposal-tuition](https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2015/01/09/fact-sheet-white-house-unveils-america-s-college-promise-proposal-tuition), 2018 年 9 月 27 日最終閲覧)
- 3) メリーランド州高等教育委員会学生経済支援部  
(Maryland Higher Education Commission, the  
Office of Student Financial Assistance) のディレ  
クターへのインタビュー調査より (2016 年 11 月  
21 日)。
- 4) なお、ミドルダラー (middle dollar) とは、授  
業料等から他の給付奨学金を差し引いた額がゼロ  
になった場合でも最低限の州給付奨学金を支給す  
るという考え方であり、オレゴン州が該当する。
- 5) テネシー州高等教育委員会 (Tennessee Higher  
Education Commission) のテネシープロミス担当  
ディレクターへのインタビュー調査より (2016 年  
3 月 11 日)。
- 6) テネシー州高等教育委員会上級政策担当官  
(Senior Policy Officer) およびテネシー理事会コ

ミュニティカレッジ担当副総長補佐 (Tennessee  
Board of Regents, Assistant Vice Chancellor for  
Community College Initiatives) へのインタビュー  
調査より (2016 年 3 月 9 日)。

# 【参考文献】

- 犬塚典子 (2006) 『アメリカ連邦政府による大学生  
経済支援政策』 東信堂。
- 江原武一 (1999) 「アメリカの経験—ユニバーサル  
化への道—」 日本高等教育学会編『高等教育研究』  
第 2 集、pp.85-104。
- 小林雅之・吉田香奈・丸山文裕 (2012) 「アメリカ」  
小林雅之編著『教育機会均等への挑戦—授業料と  
奨学金の 8 カ国比較—』 東信堂、pp.105-139。
- 小林雅之 (2013) 「大学の教育費負担—誰が教育を  
支えるのか」 上山隆大代表『大学とコスト—誰が  
どう支えるのか』 岩波書店、pp.111-135。
- 日本学生支援機構 (2018) 『平成 28 年度奨学事業  
に関する実態調査報告』。
- 吉田香奈 (2012) 「アメリカにおける政府学生ロー  
ンの延滞・債務不履行問題」 日本高等教育学会編  
『高等教育研究』 第 15 集、pp.161-179。
- 吉田香奈 (2016) 「アメリカ連邦・州政府による学  
生への経済的支援の展開」 西日本教育行政学会『教  
育行政学研究』 第 37 号、pp.1-18。
- 吉田香奈 (2018a) 「米国州政府による大学評価に  
基づく資源配分」 広島大学高等教育研究開発セン  
ター編『高等教育の財政問題—資金配分の市場化  
を考える—』 高等教育研究叢書 144、pp.43-53。
- 吉田香奈 (2018b) 「アメリカ連邦政府による大学  
生に対する学資ローンの返還制度改革—所得連動  
型返還プランの導入・拡大過程に注目して—」 日  
本教育制度学会編『教育制度学研究』 第 25 号、  
pp.74-90。
- Armstrong, J., Carlson, A., Laderman, S. (2017)  
*The State Imperative: Aligning Tuition Policies with*

*Strategies for Affordability*, Colorado : State Higher Education Executive Officers.

Baum, Sandy (2016) *Student Debt : Rhetoric and Realities of Higher Education Financing*, New York : Palgrave Macmillan.

Buie, Jordan (2017) "Haslam : No matter background, Tennesseans can get free college," Tennessean, May 25.

College Board (2017a) *Trends in Student Aid 2017*, Washington D.C. : Author

College Board (2017b) *Trends in College Pricing 2017*, Washington D.C. : Author

Jones, Tiffany & Berger, Katie (2018) *A Promise Fulfilled : A Framework for Equitable Free College Programs*, The Education Trust.

Mangan, Katherine (2017) "As New York Embraces a Free-Tuition Plan, Private Colleges Fear the Consequences," *The Chronicle of Higher Education*, April 12.

Mishory, Jen (2018) *The Future of Statewide College Promise Programs : A State Guide to Free College*, The Century Foundation.

Perna, Laura W., & Finney, Joni E. (2014) *The Attainment Agenda : State Policy Leadership in Higher Education*, Baltimore : Johns Hopkins University Press.

Perna, Laura W., Leigh, Elaine W., Carroll, S. (2018) "Free College : " A New and Improved State Approach to Increasing Educational Attainment?" *American Behavioral Scientist*, Vol.61 (14) , pp.1740-1756.

Pingel, Sarah (2017) *Education Commission of the States : State-level free college proposals : Response to information request*. ([http : //www.ecs.org/ec-content/ uploads/State-Information-Request\\_State-Level-College-Proposals-1.pdf](http://www.ecs.org/ec-content/uploads/State-Information-Request_State-Level-College-Proposals-1.pdf). 2018 年 9 月

26 日最終閲覧)

State Higher Education Executive Officers (SHEEO) (2017) *State Higher Education Finance : FY2016*, Colorado : Author.

Tennessee Higher Education Commission (THEC) (2016) *2015-16 Tennessee Higher Education Fact Book*, Nashville : Author.

Thelin, John R. (2011) *A History of American Higher Education*, Second Edition, Baltimore : The Johns Hopkins University Press.

U.S. Department of Education (USDE) (2016) *America's College Promise Playbook : Expanding the Promise of a College Education and Economics Opportunity for All Students*, Washington, D.C. : Author.

U.S. Department of Education (USDE) (2017) *Federal Student Aid Handbook 2017-18*, Washington D.C. : Author.

---

よしだ かな

1971 年大分県生まれ。1999 年広島大学大学院教育学研究科教育行政学専攻博士課程後期単位取得退学。広島大学高等教育研究開発センター助手、山口大学大学教育センター講師・准教授を経て、2012 年より広島大学教養教育本部（現・教育本部）准教授。

【専門分野】

高等教育論、教育行政学

【研究テーマ】

学費政策、奨学金政策

【主な著書・論文】

「アメリカ連邦政府による大学生に対する学資ローンの返還制度改革—所得連動型返還プランの導入・拡大過程に注目して—」『教育制度学研究』2018 年（単著）  
「アメリカにおける政府学生ローンの延滞・債務不履行問題」『高等教育研究』2012 年（単著） など

---